

いわき市体育協会 トップアスリート養成事業実施要項

1 事業目的

国際大会への出場が見込まれる競技種目の選手・指導者に対し、全国・世界規模の練習環境や対戦相手等の経験を積ませることにより、選手・指導者の競技に対する意識高揚及び競技力向上を図ることを目的とする。

2 事業対象

将来的に国民スポーツ大会や全国高等学校総合体育大会などで入賞できるような選手を育成するため、いわき市体育協会加盟競技団体が、「競技力のさらなる強化」を図ることを目的に実施する新たな事業を対象とする

3 事業内容

「競技力のさらなる強化」として、「競技スポーツ振興事業」の「強化練習事業」や「強化指定事業」、「普及調査事業」とは別に、「トップアスリート養成事業」の補助金を活用することで、選手の強化や競技団体全体の競技力の向上や意識の高揚を図ることを目的とした新たな事業を行う加盟競技団体（概ね8団体）に対して、補助金を交付する。

(1) 補助金交付額

1団体あたり500,000円を限度とする。

(2) 補助対象事業

この要項によって補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

なお、事業は①から③の補助対象事業によって構成するだけでなく、①から③までのいずれか、またはいくつかの補助対象事業で構成することができる。

① 国内・海外派遣事業

国際大会や全国大会等への派遣費用を補助する。

② 合宿費用補助事業

競技力の強化を図るため、より高度な練習などを行うために必要な、強化合宿や強化練習会への参加費用、または強化合宿及び強化練習会の開催費用を補助する。

③ スポーツ講演事業

競技力向上のため、著名な指導者等を招き、スポーツ講演会や練習会等を開催する費用を補助する。

(3) 事業実施期間

指定後から当該年度末日まで

4 補助金の交付について

(1) 申請

補助金の交付を希望する加盟競技団体は、補助金を活用することで「競技力のさらなる向上」を図るために必要な新たな事業を企画し、次の書類を別に定められた期限までに提出するものとする。

① 様式1 事業提案書

② 様式2 事業計画書

③ 様式3 収支予算書

- ④ 事業概要が分かる資料
- ⑤ その他、体育協会会長が必要と認める書類

(2) 交付決定

いわき市体育協会役員会が組織する「選定委員会」が、各競技団体から提出された実施計画書等を審査し、提案を行った競技団体から概ね8団体（8事業）を指定し、補助金の交付決定を行う。

(3) 補助金交付

交付決定後、実施計画書に添付された予算書を基に、上限 500,000 円を限度として、指定口座に補助金を交付する。

(4) 実績報告

「トップアスリート養成事業」の指定を受けた団体は、事業完了後2週間以内に、次の書類を提出すること。

- ① 様式4 事業実施報告書
- ② 様式5 実績報告書
- ③ 様式6 収支決算書（領収書等、決算書の根拠資料含む）
- ④ 事業の要項や大会結果等、また事業の効果などが分かる資料等
- ⑤ 実施状況を撮影した写真
- ⑥ その他、体育協会会長が必要とする書類

(5) 精算

事務局は、事業実施報告書及び収支決算書等の書類を確認し、補助金の精算を行う。

5 補助対象経費

事業の実施に要する経費のうち、この要項において補助の対象となる経費及び内容は、別表第1に定めるとおりとする。

6 選考方法

(1) 選定委員会

① 選定委員

選定委員会は、体育協会役員をもって組織する。

② 委員会の招集

体育協会会長は、定められた期限までに加盟競技団体から提出のあった事業提案書等を審査するため、「いわき市体育協会トップアスリート養成事業選定委員会」を招集する。

(2) 選定基準

選定委員会では、次の基準に基づき、提案のあった団体から提出された資料を審査、選考し、概ね8団体を指定する。

【選定基準】

- 事業目的は、「競技力のさらなる向上」となっていること。
- 事業内容は、「意識の高揚」に繋がるものとなっていること。
- 競技スポーツ振興事業との差別化が図られていること。
- 既存事業ではなく、新たな取り組みとなっていること。
- 事業の効果、実績の確認が容易であること。

(3) 選定方法

提案のあった事業について、(2)選定基準で定める5つの項目それぞれ5段階評価を行い、点数の高い団体を選定する。

(4) 選考結果

選定委員会開催後、選定した団体に対して、トップアスリート養成事業指定通知及び補助金交付決定通知を送付する。

7 その他

この実施要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年5月22日から施行する。

別表 1

区分	補助対象経費
国内・海外派遣事業	<p>国際大会や全国大会に出場する選手の大会参加費用について、次の項目について補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通費 大会等に出場するにあたって、実際に使用した交通手段による経費。 2 宿泊費 大会等に出場するにあたって、実際に宿泊を要する期間における実際に宿泊した際の宿泊料金。 3 登録料等 大会等に出場するにあたり必要となる参加登録料等について、実際に必要となる金額。 4 食糧費 大会への出場、強化練習会や講習会への参加時に必要となる飲料代等。 ※ 役員や選手等の食事代は該当しない。 5 引率費 大会等に派遣される選手が高校生以下の場合、派遣選手1人につき、1人を限度として同行した保護者、引率を行う指導者に係る交通費、宿泊費。
合宿費用補助事業	<p>競技力の向上を目的に、強化合宿や強化練習会への参加費用を補助する。なお、前項の1から5の補助対象経費の外に、補助金の交付を希望する団体が競技力の向上を目的に主催する強化合宿や強化練習会に限り、次の項目を補助対象経費と認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 講師等謝礼 において指導等を依頼する外部講師等への謝礼（交通費等含む）。 ※ 競技団体内部の講師、指導者への謝礼は認めない。 7 消耗品費 補助金の交付を希望する団体が開催する合宿等の開催にあたって必要となる消耗品等の購入に関する経費。 8 会場使用料 合宿や強化練習会を開催するにあたって使用する会場の使用料。
スポーツ講演事業	<p>競技団体内の競技力の向上や意識の高揚を図るために、加盟競技団体外から、全国レベルで実績のある指導者や選手などを招いて実施する講演会や練習会などの開催費用を補助する。 対象となる経費については、上記1～8に補助対象経費とする。 なお、スポーツ講演事業に限っては、「4 食糧費」について、講師となる指導者や選手への食事代を認める。</p>

※ 実績報告の際に収支決算書に添付する領収書については、日付、明細、内容が分かるものを添付すること。領収書の添付もれ、明細、内容が不明なもの、事業のみに使用したことが明らかでないものなどは経費として認めない。